

# 新型コロナウイルス対策 プレミアム付商品券発行事業補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ消費の早期回復を図るため、商工団体等が実施するプレミアム付商品券を発行する事業に要する費用を補助します。

## 補助対象者

市の区域内に事務所等を有し、かつ、10以上の中小企業者が加盟している次のいずれかに該当する団体

- 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合
- 商工会法（昭和35年法律第89号）第2章に規定する商工会及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）第2章に規定する商工会議所
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び当該中小企業者によって任意に組織された団体
- その他市長が必要と認める団体

※商店街や商工会、同業種組合等の団体のほか、中小企業者によって任意に組織された団体も申請が可能です。申請を検討される場合は裏面の問合せ先へご相談ください。

## 補助対象事業

補助対象者が実施するプレミアム付商品券を発行する事業

※ただし、加盟する中小企業者のうちおおむね3分の2以上が参加する事業に限る

## 補助対象経費

- ①プレミアム付商品券の換金額のうちプレミアム分相当額
- ②商品券の印刷や広報等に係る事務費

申請方法等は裏面をご覧ください

## 補助率など

### ①プレミアム分相当額

補助率：10/10（参加店舗数に応じて250万円から1,250万円）

### ②事務費

補助率：10/10（補助上限額100万円）

## 申請方法

事業の実施を検討する団体（補助対象者）は、下記の期間内に申請に必要な書類を作成し、上越市産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室へ提出してください。

○募集期間：令和2年6月2日（火）から令和2年7月31日（金）まで

○提出書類：補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書等

### [申請にあたっての留意点]

書類を作成する際は、上越市のホームページに掲載されている**募集要領を必ずご一読**いただき、記載例を参考にして作成してください（申請書の様式は、上越市のホームページからダウンロードが可能です）。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」「密接」を防ぐため、申請書類は郵送で提出してください。

送付先：〒943-8601

上越市木田1-1-3 上越市役所産業政策課商業・中心市街地活性化推進室行

## その他

○補助要件等の詳細は、上越市のホームページに掲載されている募集要領をご一読ください。



### 【お問い合わせ】

上越市産業観光交流部 産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室

〒943-8601 上越市木田1-1-3 (☎025-526-5111 内線1826、1827、1831)

